

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護廃止決定処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、令和4年2月17日付けで行った保護廃止決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるといものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、保護廃止の時期及び理由を不服として、本件処分が違法又は不当であることを、おおむね以下のとおり主張する。

請求人は、〇〇市の職員から連れてこられた〇〇市のマンションでいやがらせ等にあい、それに対し、同マンションの経営者は、誠意ある対応をせず、同職員と調子を合わせ、「引っ越してほしい」といじめを行った。そして、そのマンションから私を退去させ、同時に生活保護廃止したものであり、けがを〇〇市内で負わされ（自動車事故他）、通院が必要だったにもかかわらず、それを支給せず、打ち切るのは、生活保護者の切り捨てと、行政怠慢である。同職員らは、ゴールデンウィーク中あそびほうけ、請求人は、住む家もない、そのいやがらせに対し、本件審査請求を行う。

なお、請求人は、反論書において、処分庁による弁明書の記載内容は事実無根である等を主張する。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 5年10月19日	諮問
令和 5年11月17日	審議（第83回第2部会）
令和 5年12月22日	審議（第84回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

法26条は、保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは速やかに保護の停止又は廃止を決定し、書面をもって被保護者に通知しなければならない旨を定める。

保護受給中の者から保護を辞退する旨の意思を示した書面（以下「辞退届」という。）が提出された場合の取扱いについては、「辞退届」が有効なものであり、かつ、保護を廃止することで直ちに急迫した状況に陥ると認められない場合には、当該保護を廃止して差し支えない、ただし、「辞退届」が有効となるためには、それが本人の任意かつ真摯な意思に基づくものであることが必要である、とされている（「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第10・問12の3・答参照）。

課長通知は、地方自治法245条の9第1項及び第3項の規定に基づく法定受託事務に係る処理基準である。

2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、請求人は、保護開始日翌日の令和3年8月3日に施設に入所した。担当職員は、たびたび施設からの報告を受けて、請求人と面談し、施設のルールを守るよう指導しており、ま

た、請求人からは転居先についての進捗状況報告を受けていた。

令和4年2月15日、担当職員が、請求人の転居について話し合うために施設を訪問したところ、請求人は、担当職員、施設長及びエリアマネージャーのいる場において、同日、施設を出ていく旨及び同月いっぱい保護を辞退する旨の発言をし、辞退届に記名押印したことが認められる。この辞退届は、担当職員が表題から日付けまでの文面を書き、請求人が記名押印したものであるが、このような作成方法をとったことは、自分で書く時間がないので代筆してほしいとの請求人からの依頼によるものであり、請求人の意向を担当職員が複数回確認したことが事実として認められる。

処分庁は、ケース診断会議を開催し、請求人の辞退届を有効なものと判断した結論を受け、請求人の保護を廃止した。

辞退届は、請求人による全文自筆記載ではないが、他から強制された事実は確認されず、その作成経緯から、請求人の任意かつ真摯な意思に基づく有効なものと認められる。

また、請求人は障害年金等を受給しており、保護を廃止することで直ちに急迫した状態に陥るとは認められない。

したがって、本件処分は、上記1の法及び課長通知の定めに則ってなされたものといえる。

3 請求人の主張についての検討

請求人は、保護廃止の時期及び理由（辞退廃止）を不服として、第3のとおり主張する。

しかし、保護受給中の者から辞退届が提出された場合に、当該辞退届が有効なものであり、かつ、保護を廃止することで直ちに急迫した状況に陥ると認められない場合には、当該保護を廃止して差し支えないとされているところ（上記1）、処分庁に提出された請求人の辞退届が有効であり、また、保護を廃止することで障害年金等を受給している請求人が直ちに急迫した状況に陥るとは認められないことは、いずれも上記2で検討したとおりであるから、請求人の主張は理由がない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

後藤真理子、山口卓男、山本未来